

令和5年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

— 第1号 —

○日時 令和5年3月8日(水) 午前9時30分～午後4時04分

○場所 議場

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)						
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名	
委員長	○	貝木 幸男	副委員長	○	金子 康法	
委員	○	石川 浩	委員	○	五戸 豊弘	
委員	○	石田 陽一	委員	○	小谷野 晴夫	
			出席	6人	欠席	0人

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	栃本 邦憲	建設水道部長	保沢 明
農政課長	伊澤 仁一	農業委員会事務局長	坂田 一也
商工観光課長	米井 正和	建設課長	濱野 岳仁
都市計画課長	倉持 吉男	区画整理課長	古橋 栄一
水道課長	神戸 良和	下水道課長	近藤 善美

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	五月女 治	議事課長	篠崎 正代

○議員傍聴者 坂倉司議員、鈴木一司議員、石川信夫議員、村尾光子議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 貝木幸男委員長、相澤康男副議長、坂村哲也市長

3. 概要録署名委員 小谷野晴夫委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

- 現地調査
- ・市道大規模修繕事業（市道1－3号線）
 - ・スマートIC整備事業
 - ・市道2－1号線整備事業
 - ・国有農地管理事業（下古山地内）
 - ・観光施設管理事業（天平の丘公園）

議案第1号 令和4年度下野市一般会計補正予算（第7号）【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

17款2項4目 農林水産業費県補助金

○小谷野委員：土地利用型園芸産地展開加速化事業費補助金について、減額の要因を伺う。

●農政課長：土地利用型園芸産地展開加速化事業は、競争力の高い大規模な園芸産地の育成を進めるため、水田における露地野菜の生産拡大を支援する事業である。この事業に3団体が手を上げ実施していたが、施設整備を予定していた1団体が資材高騰等により取りやめたことが減額の大きな要因である。

○小谷野委員：3団体のほかに希望者を募る方策には取り組んでいるのか。

●農政課長：県単独事業であり、農業振興事務所が主体となるため、市では取り組んでいない。

[歳出]

6款1項3目 農業振興費

○五戸委員：担い手総合対策支援事業について、減額の要因を伺う。

●農政課長：担い手総合支援事業のうち、経営継承・発展等支援事業で300万円の減額となっている。経営を後継者へ継承する際に計画を策定し、計画に基づいて実施する場合の支援であるが、対象者がいないため減額する。地域集積協力金及び経営転換協力金については、土地の利用集積を行うために、国が地域や個人に対して支援する補助金である。令和3年度までは個人でも対象となったが、国の要件が変わり、令和4年度から地域と個人が一体となった運用のみ対象となり減額となった。土地利用型園芸産地展開加速化事業については、集積施設の整備ができなかったことによる減額である。このほか、新たな事業となる担い手育成経営強化支援事業については、農業経営の発展を図ろうとする担い手が機械を導入する際の融資額に対し、残額を国が補填する制度で

ある。11月の採択要望で1名が採択され、機械購入費の2分の1を増額したところである。増減により857万4,000円の減額が生じた。

6款1項5目 農地費

- 石田委員：県営ほ場整備事業について、薬師寺・柴地区では米が作付けできなかった部分がある。令和4年度の作付け補償はなされるのか。
- 農政課長：作付けできなかった部分の補償は、整備委員会で対応している。事業においては対応しない。
- 石田委員：整備委員会というのは、土地改良区の委員会ということか。補償や軟弱地盤の施工に対する苦情等について、整備委員会の委員は農家の方であると思うが、どのように考えているか。
- 農政課長：整備委員会は、土地改良区関係の役員で組織されている。事業の遅れについては県に話をつないでいるが、補償は土地改良区で対応となる。
- 石田委員：地権者が納得すれば良いが、生産者が納得できないこともあるかもしれない。負担金の支払いをしていることもあり、市でも介入してもらいたい。

7款1項2目 商工業振興費

- 小谷野委員：しもつけ産業団地整備推進事業について、減額の要因を伺う。
- 商工観光課長：雨水管路用地樹木伐採について、本数により積算していたが、県土地開発公社では面積で積算していた。比較すると3割程度安価になることから面積による積算を採用し、2,500万円程減額となった。また工事請負費における雨水管路布設箇所、昭和電工の調整池跡がある。そこに管路を設置し、埋め戻す工事を予定していたが、調整池の水が引かず、地盤が軟弱であることから、調整池をそのまま使用して放流することとし、管路布設工事費で3,000万円を減額している。
- 小谷野委員：新たに造成する産業団地の面積に対し、調整池として十分な面積があるのか。
- 商工観光課長：産業団地の開発区域内に、調整池を整備しており、そこから放流先の河川との間に昭和電工の古い調整池がある。当初は、管を設置し調整池を埋める予定であったが、調整池の水が引かず、地質調査の結果地盤が軟弱であることから、管を布設しても将来的に不安が残るため、調整池をそのまま使用し、調整池から雨水管で河川につなぐ計画とした。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第5号 令和4年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業
特別会計補正予算（第3号）

《質疑・意見》

〔歳入〕

4款1項1目 不動産売払収入

- 小谷野委員：残りの保留地は何件あるのか。
- 区画整理課長：残りは14件である。その中には、敷地面積が広い部分もあるため、整備における分筆を考慮すると、4筆程度増える見込みである。
- 小谷野委員：土地に関する問い合わせ等はあるのか。
- 区画整理課長：空いている場所等の問い合わせを受けている。あくまでも整備状況に応じた公売になることを伝えており、現在は5件の販売についてお知らせしているところである。
- 小谷野委員：問い合わせ等は、保留地の数以上にきているということか。
- 区画整理課長：空いている場所の問い合わせに対しては応じていないため、売り出す際の周知で初めて場所が知らされる。
- 小谷野委員：問い合わせは、県内や首都圏などの地域の方から多いのか状況を伺う。
- 区画整理課長：県内や市内からの問い合わせが多く、首都圏からの問い合わせは少ない。
- 小谷野委員：首都圏から移住者を増やそうと進めている中で、販売を促進するために首都圏の方に対するアピールには取り組んでいるのか。
- 区画整理課長：毎年、東京ビックサイト等で移住・定住を促進するイベントがあり、本市においては総合政策課を中心として、誘致を含めたPRに取り組んでいる。その中で、公売地や補助金に関するパンフレットを配布している。以前は、職員も参加していたが、コロナ禍による人数制限もあり、現在は情報の提供のみを行っている。
- 小谷野委員：仁良川地区は市内で人口増加率が高い。JR駅周辺より、比較的土地が安価でもあるため、総合政策課等と連携し、首都圏からの移住に向け今後さらに努力していただきたい。
- 石田委員：産業団地の造成・売り出しにより、区画整理地内は人気度が上昇すると思われるが、それに伴う坪単価等の状況について伺う。
- 区画整理課長：保留地の公売に関しては、不動産鑑定士に鑑定をしてもらい、年度ごとに価格設定を行っている。概ね1平方メートルあたり4万5,000円で推移している。仁良川地区は、毎年、200～300円下がってきている。
- 石田委員：さらなる人気度上昇に向けPRし、保留地が残地とされないよう努

めてほしい。仁良川地区はJR駅から車で5分程度であり、求めやすい場所でもあるため、産業団地の完成に合わせ、今後しっかりとPRに取り組んでいただきたい。

〔歳出〕 質疑なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第6号 令和5年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

《質疑・意見》

〔歳入〕

14款2項3目 土木費負担金

- 石川浩委員：石橋駅公衆便所管理負担金について、増額の要因を伺う。
- 建設課長：電気料の高騰とシルバー人材センターの人件費の引き上げによる負担金の増額である。

16款2項4目 商工費国庫補助金

- 石田委員：クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金について、内容を伺う。
- 商工観光課長：道の駅しもつけに電気自動車の急速充電器1台が設置されている。老朽化に伴う液晶の見づらさや、鍵借用の手間があることから、カード対応の急速充電器を導入する。経済産業省より、充電器本体は100%補助、工事費とその他諸経費は2分の1補助で計上している。
- 石田委員：何台の設置を予定しているのか。
- 商工観光課長：現在設置されている1台の入れ替えを予定している。
- 石田委員：道の駅しもつけ全体で1台のみか。経年劣化とはいえ、まだ使用できるのではないか。
- 商工観光課長：東側の駐車場に、急速ではない通常の充電器を2台設置している。現在の急速充電器は経年劣化しており、道の駅の営業時間内でないと利用できないことから、24時間のカード対応型の充電器に変更する。

17款2項4目 農林水産業費県補助金

- 石川浩委員：産地パワーアップ事業補助金については、以前からある補助金なのか。併せて内容を伺う。
- 農政課長：以前からの事業であるが、対象項目がある年度のみ計上している。内容は、産地パワーアップ計画を農業再生協議会で策定し、計画に基づく高収

益作物や栽培体系の転換を図るための取組について、国が補助するものである。具体的には、J A宇都宮管内の苺を産地化する取組に加入している南河内の農業者の方がビニールハウスを整備する際の補助金である。

○石川浩委員：南河内の組織に入っている方ということか。

●農政課長：J A宇都宮管内の特例として、5ヘクタールを団地化する計画の一部分に南河内のエリアが含まれた。その中で、苺の規模拡大を希望する方に対する国からの補助である。

17 款 2 項 5 目 土木費県補助金

○五戸委員：民間住宅耐震改修助成事業費補助金について、見込み件数を伺う。

●都市計画課長：令和5年度については、耐震診断派遣業務5件、木造住宅の耐震改修1件、木造住宅の建て替え6件を見込んでいる。その他、ブロック塀等の撤去工事5件を見込んでいる。

○五戸委員：熊本県では、住民税非課税世帯もこのような制度を受けられるとあったが、本市にそのような制度はないのか。

●都市計画課長：補助の対象は、昭和56年5月31日以前に建てられた旧耐震基準の木造住宅であるため、それ以降の建物は対象にならない。

【歳出】

5 款 1 項 1 目 労働諸費

○石田委員：労働雇用支援対策費の技能検定合格者表彰記念品について、内容を伺う。

●商工観光課長：賞状額と結城紬の名刺入れである。

○石田委員：技能検定の職種などはあるのか。

●商工観光課長：都道府県が実施する職種が111種類、指定試験期間が実施する職種が19種類である。種類の中には、金属処理、機械加工、建築板金、仕上げ、建築機械整備等がある。

○石田委員：国も入るのか。

●商工観光課長：国は含まれない。

○石田委員：国家試験の技能試験等は含まれないのか。

●商工観光課長：技能検定の特級、1級、2級、3級、単一等級の5種類がある。

6 款 1 項 3 目 農業振興費

○小谷野委員：新規就農者育成総合対策事業が前年度と比較して大幅に増額された。常任委員会では、滝沢市の行政視察を行い、若者が中心となった取組を学んできたところであるが、本市においても青少年クラブ協議会の方に、新規

就農者とのパイプ役を担ってもらうことはできないのか。

- 農政課長：青少年クラブ協議会は、滝沢市の「たきざわグリーンワークス」と同様と認識しているが、本市の青少年クラブは会員が8名で、全員が南河内地区と偏りがある。行政視察に参加し、滝沢市のような取組は有効であり必要性を感じているため、新規就農相談に際しては、団体加入のPRに努め、4Hクラブへの加入促進を図り、活動につなげられるよう進めていきたいと考えている。
- 小谷野委員：青少年クラブと4Hクラブは同じか。
- 農政課長：そのとおりである。
- 小谷野委員：会を大きくすることが重要である。新規就農する方が、このようなものを作りたいとなった際に、同業種の若手とつながることができ、アドバイス等がもらえるような形になれば本市での就農にもつながると思うので、今後対応していただきたい。
- 農政課長：横のつながり、同じ作物のつながりは必要になってくる。今後、しっかりと進めていきたい。

- 石田委員：里山林危険木伐採支援について、里山林や危険木とは具体的にどのようなものか。
- 農政課長：令和5年度の新規事業で、原資に森林環境譲与税を充てることを考えている。森林環境譲与税は、毎年600万円程度あり、公共施設等整備の木質化ということで積み立てしてきたが、県から有効活用するよう指導があり、創設した事業である。里山林の定義は森林法に定められており、平地林を里山林とする。危険木については、台風や枯木、過度の成長により倒木の恐れのある胸高直径20センチメートル以上かつ高さ5メートル以上の樹木と定義付けしている。
- 石田委員：最近、民家のそばに太い木があり、地主はそれほど心配していないが周りから心配されている。切るにしてもお金がかかり、今まで伐採に対する補助制度はなかったが、相談すれば対応してもらえるのか。
- 農政課長：道路沿いで危険なものは排除しなければならないため、個別に相談させてもらいたい。基本的には山林に特定し、宅地内の樹木等は森林環境譲与税を活用する観点から除外させてもらいたい。
- 石田委員：宅地内ではなく、平地林の倒木等についての苦情は、農政課に相談し対応してもらうことは可能か。
- 農政課長：個別に対応する。制度は事業費の2分の1、上限20万円の補助である。
- 石田委員：一事案に対し上限20万円で、予算額は10件までということか。
- 農政課長：新規事業のため、10件を見込み計上した。今後、希望が多く予算

が不足した場合には、状況に応じ補正等で対応していきたい。

7款1項2目 商工業振興費

○小谷野委員：工場誘致奨励金の事業内容について伺う。

●商工観光課長：市内に工場を建設する場合、固定資産税・都市計画税額相当の奨励金を支出する。投下固定資産が5,000万円以上10億円未満の場合、指定地域は年1,000万円上限、指定地域外は年500万円上限。投下固定資産が10億円以上100億円未満の場合、指定地域は年5,000万円上限、指定地域外は年2,500万円上限。投下固定資産が100億円以上の場合、指定地域は年1億円上限、指定地域外は年5,000万円上限とする。奨励金の交付率は、指定業種の場合、指定地域は10分の10、指定地域外は2分の1、指定業種以外の場合、指定地域は2分の1、指定地域外は3分の1である。令和5年度は、4事業所を奨励金対象として計上している。

○小谷野委員：造成中の産業団地に入る事業所にも適用されるのか。

●商工観光課長：奨励金の適用としている。

○五戸委員：まちなか商店リフォーム事業は、何件を見込んでいるのか。今後、石橋にぎわい広場でイベントの予定はあるのか。

●商工観光課長：まちなか商店リフォーム事業補助金は、例年5件程度であるため同様の件数で計上している。石橋にぎわい広場については、令和3年完成であったため、コロナ禍の影響により使用率が低かったが、令和5年度からは商工会等に依頼し、イベント等に活用していきたい。

○五戸委員：石橋にぎわい広場には高齢者が多く、土日でもほとんど人がいない。今後、さらに活用されるよう期待する。

●商工観光課長：地元のコミュニティ等で使用したいとの話もあるので、積極的に働きかけていきたい。

○小谷野委員：共通商品券発行事業について、プレミア率を伺う。

●商工観光課長：令和4年度同様に20%を考えている。

○小谷野委員：発行枚数を伺う。

●商工観光課長：18,000セットの発行を予定している。

○小谷野委員：しもつけ産業団地整備推進事業について、現在の申し込み状況を伺う。

●商工観光課長：申し込みは、1月10日に開始され3月10日締切りとなっている。具体的な事業者名は公表できないが、現在の申し込みは4企業である。業種別では、製造業1社、小売販売業1社、産業廃棄物処理業者2社の計4社

である。

- 小谷野委員：産業団地全体における4社の占める割合はどの程度か。
- 商工観光課長：街区については、事業者が特定される可能性があるため、現段階ではお答えできない。

7款1項3目 観光費

- 五戸委員：下野ブランドは何品目あるのか。
- 商工観光課長：下野ブランドは全31品目である。内訳は、料理総菜5つ、特産物5つ、酒2つ、自然2つ、観光4つ、歴史・文化5つ、菓子5つ、製品技術3つである。
- 五戸委員：ブランド品についてホームページ等で宣伝していると思うが、あまり効果がないように感じる。市外、県外の方への周知に力を入れてほしい。
- 商工観光課長：ブランドのPRについては、ホームページをはじめ、東京方面での観光PRと併せて行っている。また、コロナの関係で開催できていなかった道の駅でのブランドフェアを令和5年度から再開していく。
- 石川浩委員：先般の一般質問では、様々な媒体を活用し本市をPRすると答弁があった。ブランド品も含めたPRを推進していただきたい。

- 石田委員：坊ちゃん列車は、市で所有しているのか。
- 商工観光課長：市で所有しており、天平の花まつり期間中、天平の丘公園内の会場を周遊し運用している。
- 石田委員：レールなしで走れるものか。
- 商工観光課長：通常のタイヤで、園路の舗装部分や地固めされた部分を走行している。
- 石田委員：レールは必要ないということか。
- 商工観光課長：レールはなく、タイヤで走行する。
- 石田委員：他のイベントへの貸し出し等に行っていないのか。
- 商工観光課長：坊ちゃん列車について、貸し出しの依頼を受けたことはない。貸し出しに際しては、保険等の加入も必要になるため、検討して対応したい。
- 石田委員：のちほど実物の写真を見せていただきたい。

8款2項1目 道路維持費

- 石川浩委員：通学路安全施設事業のグリーンベルト設置について、計上された3箇所以外にも必要な箇所はあるのか。
- 建設課長：通学路安全点検で位置付けられた箇所であり、令和5年度は市道3路線を対象とする事業である。

- 石川浩委員：道路構造物長寿命化事業の橋梁修繕箇所については、損傷度合いから判断し選定しているのか。また、市内における修繕の必要な箇所数と迅速に対応しなければならない箇所があるのかを伺う。
- 建設課長：市内に 237 橋あり、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕を行っている。橋梁の他、アンダーパスや街路灯、横断歩道橋など概ね 5 年ごとに修繕計画を見直して対応している。

8 款 2 項 2 目 道路橋梁新設改良費

- 石川浩委員：市道 2-29 号線整備事業は小金井郵便局東側の市道であるが、施工範囲を伺う。
- 建設課長：50 メートル分の工事費を計上している。
- 石川浩委員：令和 4 年度当初予算は 6,050 万円で、郵便局の先まで工事を行っていた。令和 5 年度は 50 メートルで 1,818 万円である。令和 4 年度の工事範囲はどのくらいか。
- 建設課長：発注している市道 2-29 号線の工事は、歩行者用照明と道路照明で、290.6 メートル、3,080 万円の契約である。このほか 160 メートルの道路改良工事を予定しており、合計金額が 6,050 万円である。令和 5 年度の 50 メートル分についても同様の単価で見込んでいる。

- 石川浩委員：市道 1-9 号線は上三川高校から南に向かう市道であるが、全体計画はどのようになっているのか。また、埋蔵文化財発掘調査の内容について伺う。
- 建設課長：全体では、平成 29 年から令和 10 年に向け、整備延長 4,500 メートル、幅員 12 メートルを計画している。また、横に哲学の道 1,700 メートルを併設して作ることをしている。第 1 期計画では、自治医大停車場線から市道 1-12 号線の 2,200 メートル、第 2 期計画では、市道 1-2 号線から小山市第 3 工業団地の 2,300 メートルを整備するものである。下都賀農業振興事務所、平成 30 年度から薬師寺・柴工区の県営ほ場整備に着手しているので、これに合わせて道路整備を行っている。埋蔵文化財発掘調査については、上三川高校通りの突き当りに遺跡があるため、その部分の調査を計画している。
- 石川浩委員：：計画が止まっているということか。
- 建設課長：：ほ場整備に合わせ、用地を創設換地で生み出し、それを購入し進めようとしているところである。先んじて、発掘調査を進めていくものである。

8款4項1目 都市計画総務費

- 石川浩委員：都市計画総務事務費における委託料3項目について、内容及び委託先の選定条件を伺う。
- 都市計画課長：都市計画決定データ修正は、都市計画図の図面修正等を行うものである。屋内広告物のシステムで変更できるよう第一測工と随意契約を予定である。耐震診断士派遣については、令和4年度の木造住宅耐震診断を補助金で対応していたが、県と建築士事務所協議会との合意により、耐震診断の費用が一律96,000円と統一されたため、診断を受ける人の負担金がなくなり委託費で支出する予定である。補助金交付において、耐震診断は必要な業務であるため、木造耐震診断資格講習を受講した建築士に委託するものである。都市核形成等事業化検討については、自治医大駅都市核、小金井駅周辺、石橋駅周辺の3地区のまちづくりをURリンケージに委託しており、令和5年度も継続して委託する。
- 石川浩委員：委託先は、従来の業者をお願いするということか。
- 都市計画課長：引き続き同業者に委託する。

8款4項4目 公園費

- 金子副委員長：公園費全体で、対前年度3,800万円が増額となった理由を伺う。また、長寿命化対策と維持管理の違いについて伺う。
- 都市計画課長：長寿命化対策については、下野市公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具の安全点検や危険度点検を行った際に、CランクやDランクと判断されたものの予防保全的な更新である。通常は、事後保全として壊れたものを修繕するのが基本であるが、長寿命化を図るため、壊れそうなものや危険なものを5か年計画で直していくこととしている。公園費増額の要因は、管理費における電気代等が前年比140%に上昇したことと、樹木管理や公園管理における労務費の上昇によるものである。
- 金子副委員長：長寿命化について、施設があればメンテナンスするのは当然のことであり、維持管理として継続的に行っていかなければならない内容であると思う。年度によって予算額が大きく変動するのはいかがなものか。
- 都市計画課長：公園費における公園施設長寿命化対策事業は、令和4年度当初予算が約2,500万円であったが、令和5年度当初予算は約5,300万円ですべて2倍ほどになる。公園の施設管理は、毎年継続するものであるが、インフラ整備については壊れる前に直し、耐用年数を長くしようとする国の施策に基づき長寿命化計画を進めている。

8款5項1目 住宅管理費

- 五戸委員：市営住宅管理事業について、市内の戸数と築年数を伺う。

- 都市計画課長：市営住宅は2棟4戸である。昭和59年築で、30年以上経過している。
- 五戸委員：耐震基準にあてはまっているということか。
- 都市計画課長：耐震基準には合致している。
- 五戸委員：今後、市営住宅を新築する考えはないか。
- 都市計画課長：新築は、財政上非常に難しい。住宅困窮者に対しては、住宅セーフティネット制度を推進していきたい。財政状況が好転し、社会的な需要が増えれば考えていかざるを得ないが、市内の県営住宅や石橋の雇用促進住宅も含め総合的に考え、県の住宅課とも相談しながら運用を図っていきたい。
- 五戸委員：今後、物価高騰の影響で生活困窮者が増加し、家賃を払えない方も出てくると思う。そのような際には、市でも対応してほしい。

【総括質疑】

23款1項5目 土木債

- 石田委員：公共事業等債について、充当率を伺う。
- 建設課長：公共事業等債は、国庫補助の裏負担分の90%が対象である。緊急自然災害防止対策債は、事業費に対する充当率は100%であり、元利償還金の70%が交付税措置される。
- 石田委員：現段階ではわからないということか。
- 建設水道部長：起債の交付税算入率は、本市の財政状況により変わるが、おおむね20%である。交付税算入については元利償還の20%になる。
- 石田委員：結果的には、決算にならないと分からないということか。
- 建設課長：予算上の起債充当率は90%である。起債するが後年度に交付税として戻ってくるため、国庫補助と同等の効果がある。後年度に入ることをご理解いただきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

延 会

— 第2号 —

○日時 令和5年3月9日(木) 午前9時30分～午前10時36分

○場所 議場

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	貝木幸男	副委員長	○	金子康法
委員	○	石川浩	委員	○	五戸豊弘
委員	○	石田陽一	委員	○	小谷野晴夫
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	栃本邦憲	建設水道部長	保沢明
農政課長	伊澤仁一	農業委員会事務局長	坂田一也
商工観光課長	米井正和	建設課長	濱野岳仁
都市計画課長	倉持吉男	区画整理課長	古橋栄一
水道課長	神戸良和	下水道課長	近藤善美

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	五月女治	議事課長	篠崎正代

○議員傍聴者 坂倉司議員、鈴木一司議員、加藤好雄議員、相澤康男議員、
村尾光子議員

○一般傍聴者 なし

再 開

議案第10号 令和5年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業
特別会計予算

《質疑・意見》

- 小谷野委員：令和4年度と比較し大きな予算額となった。これは、地権者との話し合いがまとまったものと認識してよいのか。
- 区画整理課長：昨年3月に地権者の経営移譲があり、交渉環境が好転した。本人も建築の違法性を是正し、新たな工場建設に向け郊外に土地を求め準備を進めている。郊外移転の補償費を算定しているが、物価や労務費の高騰で交渉の不安材料は多少残るものの、概ね了承をいただいております、契約段階となったため予算措置をしたものである。
- 小谷野委員：これをもって、工事完了に向け進んでいける見込みか。
- 区画整理課長：和5年度に契約しても工場移転には2か年程度を要する。土地の南側の駐車場移転が完了していないため、引き続き交渉を進めていく。工場用地の取得により、現在抱えている土地の課題解消をしていきたい。
- 小谷野委員：なかなか終結が見えない事業であるが、努力されていることは評価する。工事完了に向け、更なる努力を払われたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第11号 令和5年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業特別会計予算

《質疑・意見》

- 石田委員：事業完了まで、あと何年を見込んでいますか。
- 区画整理課長：事業計画では、令和10年度完了を見込んでいます。
- 石田委員：現在の進捗率が83.4%であり、100%まで5年程度かかるということになる。残りは南側の一部分であり、短期で終了しないと補償費が積み重なり高額となるため、早期完了を目指し進めていただきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第12号 令和5年度下野市水道事業会計予算

《質疑・意見》

[資本的支出]

1款1項1目 水道事業建設費

- 石田委員：新設井戸掘削工事について、場所と新設の理由を伺う。
- 水道課長：新設井戸の掘削場所は選定中のため未定である。既存導水管に近く、市有地であることが条件であり、関係各課と調整中である。令和3年度の石橋

第1配水場の井戸の一日平均稼働時間が21時間を超えており、万が一故障等で長期間使用できなくなった場合、水道水の安定供給に支障をきたす恐れがあるため、備えとして1本井戸を新設したいと考えている。

○石田委員：既存の井戸は何基あり、稼働していない井戸はどのようになっているのか。

●水道課長：市内の稼働している井戸は32基である。今年度中に南河内第12号井が稼働し33基になる予定である。合併当初33基であったが、石橋第4号井について水質の悪化により使用していない。使用中の井戸についても水質の問題等により、南河内第8号井が休止中である。国分寺第9号井も休止中であるが、井戸内の洗浄等を行いまもなく使用できる予定である。今年度末には32基が正常稼働する見込みである。

○小谷野委員：石橋地区配水管布設工事第2工区について、石橋駅東地区を上三川町からの給水で対応する広域化との関連工事と捉えてよいか。

●水道課長：石綿管が残っているための布設替工事であり、水道広域化との関連はない。

○小谷野委員：石綿管布設の残延長について伺う。

●水道課長：石綿管布設工事は、令和5年度に1,285メートルの工事を予定しており、残延長は1,800メートル程度となる見込みである。

○小谷野委員：令和6年度くらいには石綿管がなくなるということか。

●水道課長：令和6年度には、姿川西が解消される予定である。国道352号線の北側、国道4号線の東側の部分については、民地を通っている石綿管を国道4号線に布設替えすることになるが、歩道が狭いため、車道への布設となる。そうすると、一般の方が給水する際に高額な工事費が想定されるため、国道の拡幅等のタイミングに合わせ布設替えを行うことが理想であり、今後の課題として残っている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第13号 令和5年度下野市下水道事業会計予算

《質疑・意見》

[収益的収入]

1款1項2目 雨水処理負担金

○石田委員：雨水処理に要する経費に対する一般会計負担金が減額しているが、市では不明水の防止措置について、どのように対応しているか。

- 下水道課長：マンホールポンプ等も含めた排水管の調査を行っている。老朽化も合わせ管路等の修繕を進めていくこととしている。不明水等も可能な限り減らせるよう努めていきたい。
- 石田委員：負担金額は、どのように算出されているのか。
- 下水道課長：流域の処理水量から市の有収水量を差し引いたものが不明水となり、そこから算出する。
- 石田委員：不明水が減ることで、市負担額の減額にもつながるため、市でもできうる限りの不明水対策に取り組んでほしい。

[収益的支出]

1 款 1 項 1 目 汚水管路費

- 石田委員：戸別浄化槽汲取り手数料について、内容を伺う。
- 下水道課長：現在、下水道が通っていない地区の4戸について、浄化槽の汚泥汲み取り等を行うものである。
- 石田委員：個人4戸の浄化槽汲み取りをなぜ市で行うのか。
- 下水道課長：下水道本管を敷設する条件等が難しい区域の場合は、戸別排水処理施設の管理に関する条例により管理をすることになっている。
- 石田委員：下水道本管が通っていないところは、市内全域において、市で汲み取りまで行うのか。
- 下水道課長：費用や道路が狭隘等の条件により、本管の敷設ができていない部分については、市で対応している状況である。
- 石田委員：下水道本管が無理であれば、個人管理の浄化槽となる。合併処理浄化槽の場合は、市で補助金等を交付し設置している。浄化槽管理の汲み取りは数年に一度だが、便槽の汲み取りなのか。
- 下水道課長：合併浄化槽の要件としては、浄化槽を個人で設置して、市に寄附していただくこととなる。そのし尿処理等の管理を市で行うものである。
- 石田委員：浄化槽管理に関する個人負担はないのか。
- 下水道課長：管理は市で行っている。
- 石田委員：公共下水道の管路整備がなされていない場合、浄化槽を市に寄附すれば、市で管理までしてくれるのか。
- 下水道課長：計画区域内として下水道本管をつなげる想定であったが、諸事情により対応できなかったため行っているものである。下水処理区域内で本管を敷設できる部分においては、そこまで行っていない。
- 石田委員：認可区域内であるが、下水本管が届かないので市で汲み取ることにについて、汲み取り料の個人負担はないのか。
- 下水道課長：汲み取り料は市で負担しており、個人負担はない。
- 石田委員：受益者負担金等の支払いはあるのか。

- 下水道課長：受益者負担金はない。
- 石田委員：計画区域内であるにもかかわらず、市の都合により下水道がつながらないからと汲み取りをしているのだと思うが、通常は受益者負担金を支払うものであり、この4戸だけが個人負担もなく、市で浄化槽管理をされているのはおかしいのではないか。
- 下水道課長：条例に基づき市で浄化槽の管理を行うものである。
- 下水道課長：浄化槽について、市で汲み取りを行っているが、個別で下水道の使用料として料金をいただいているので訂正する。
- 石田委員：受益者負担金は取らずに、使用料のみ徴収しているということか。
- 下水道課長：浄化槽は個別で設置し、市に寄附いただいている。
- 石田委員：使用料のみでは不公平なのではないか。市内全域を公共下水道区域として進める中で、問題にならないようにしていただきたい。検討の余地があると考える。
- 下水道課長：区域も含め、検討しながら進めていきたい。

1款1項2目 雨水管路費

- 小谷野委員：雨水管路費全体で、前年度より1,000万円近く減額となった理由を伺う。
- 下水道課長：委託料におけるストックマネジメント管路施設点検調査について、処理点検の調査箇所が少なくなったことが要因である。また、令和4年度の地震対策計画策定業務が完了したことにより減額となっている。
- 小谷野委員：雨水が敷地内に入り込む等の苦情箇所は、対策が難しい現場であると理解しているが、近年では集中豪雨等が頻繁に起こっている。計画的な雨水対策の必要性があると思うが、見解を伺う。
- 下水道課長：現在、浸水対策シミュレーションにより、水のたまる場所や流れの悪い場所等の確認業務を進めている。状況を踏まえ、改善対策を検討中であり、可能な範囲ごとに早急に進めていきたい。
- 小谷野委員：現場を見ても難しいと思うところがあり、計画性を持って進めてほしい。予算を削減するばかりではなく、ある程度の予算を確保して雨水対策に取り組んでほしい。

【その他】

- 石田委員：烏ヶ森調整池については、姿川に放流されているが、どのようなルートで放流されているのか説明願う。
- 下水道課長：調整池の南西に排水口があり、そこから西に向かい県道との交差点を南に向かい、アサヒビールから西に向かう。そこから最終的に御使者橋に

向かうルートである。

- 石田委員：アサヒビールのアンダーは、ポンプなのか自然流下なのか。また、管路の太さ等も合わせて資料を提供いただきたい。
- 下水道課長：のちほど資料を提出する。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第25号 下野市道路占用料徴収条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第26号 下野市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 石田委員：第3種及び第4種の道路について、どのような区別をしているのか説明願う。
- 建設課長：道路の種類について、詳細は後ほど説明する。地方部や市街地により規格が区分けされている。級が上位なほど交通量が多く、幅員も広い。交通量の多いところは、自転車を分離する必要があるということを表している。
- 石田委員：基準の改正が新旧対照表ではわかりづらいため、後ほど詳細をお願いする。
- 建設課長：今回の改正は、従来の基準に自転車通行帯を加えたものである。規格や交通量についての改正はない。

- 小谷野委員：市道大規模修繕事業で、予算額が前年度の3倍近くに増額されている。県道が先行して自転車通行帯を表示しているが、市でも改修の中で積極的に取り入れていくのか。
- 建設課長：この改正は、新規の道路整備において適用されるものである。現在、市道1-9号線の上高通りを南に向かう道路の計画に適用し、自転車通行帯を設けることを考えている。大規模修繕による舗装は、幅員の変更等がないため考えていない。市道2-29号線の小金井駅東口の改修では、自動車と自転車の混在型であるため、矢羽根を付ける計画について下野警察署と協議して

いる。大規模修繕の箇所については、市道2-29号線で試行し、今後の検討につなげていきたい。現在、市道で表示しているところはない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第27号 下野市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 石田委員：改正に該当する住宅の違いについて、説明願う。
- 都市計画課長：第一種低層住居専用地域で、専用住宅のほか、50㎡以下の事務所や併用住宅になる。この規制により専用住宅と併用住宅のみが建てられるという意味である。
- 石田委員：市内の市街化区域のみに適用されるのか。
- 都市計画課長：都市計画法第34条第11号は、市街化調整区域における緩和措置であり、市街化調整区域のみが適用となる。
- 石田委員：都市計画法第34条第11号で指定された区域で建てられるということか。
- 都市計画課長：市街化調整区域の中でも、今回指定された区域のみ適用されるものである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第28号 市道路線の認定について

《質疑・意見》

- 石川委員：住宅メーカーが土地を購入し、住宅や道路を整備したのち、道路が市に帰属されるということは、その後の道路修繕等の管理を市が行うということか。
- 建設課長：帰属により、その後の維持管理は市で行う。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

- 小谷野委員：スマートインターチェンジの整備が本格的に始まった。多額の費

用を投じて設置されるため、周辺の土地利用を積極的に推進していただきたい。

5. その他

- 産業振興部長：しもつけ産業産地予約分譲について、最新の状況をお知らせする。応募状況について、昨日4社とお答えしたが、1社追加され5社となった。業種についての状況は変わらない。今後、5月に予定している栃木県・下野市・栃木県土地開発公社において組織する栃木県土地開発公社企業誘致検討委員会において審査のうえ、分譲先となる企業を決定していくため、現時点での各企業の詳細な情報は差し控える。街区が1から6まで6分割となっており、そのうち産業廃棄物処理業については、街区1のみに特化している。産業廃棄物業者が複数の街区に及ぶという懸念は想定していない。明日まで予約分譲を募集しており、最終的な状況については、次回の議員全員協議会で報告する。

閉 会